

令和8年度(令和7年度分) 定期監査結果報告書 (工事監査)



(庁舎非常用電源等電気設備改修工事監査)



(篠栗北地区産業団地事業用地2法面工事監査)



(極楽池護岸整備工事監査)



(やまばと児童クラブ整備事業監査)

令和 8 年 8 月 25 日

篠栗町監査委員

目 次

監査の概要	1
監査の結果	2
第1 全般	2
第2 指導・意見	3
〔共通事項〕	3
〔各課〕	4
1. 財 産 活 用 課	4
2. ま ち づ く り 課	10
3. 産 業 観 光 課	12
4. 都 市 整 備 課	13
5. 上 下 水 道 課	16
6. 学 校 教 育 課	18
7. こ ど も 育 成 課	19
8. 社 会 教 育 課	20

監査の概要

1 監査等の目的

篠栗町監査基準の規定により、事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的とする。

2 監査等の種類

定期工事監査（財務監査、行政監査）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく監査

3 監査等の対象

（1）担当課が令和7年度に執行した工事全般から抽出した14件

（2）監査対象の課

財産活用課 まちづくり課 産業観光課 都市整備課 上下水道課

学校教育課 こども育成課 社会教育課

4 監査等の着眼点

（1）対象工事の有効性

（2）対象工事の各計画、設計、施工等の各段階における合法性・効率性・適正性から見た執行状況

5 監査等の実施内容

監査の実施にあたり、各担当課に300万円以上の工事に係る箇所別調書の提出を求めた。その内訳は、財産活用課2件、まちづくり課1件、産業観光課4件、都市整備課15件、上下水道課6件、学校教育課2件、こども育成課2件、社会教育課2件で合計34件である。

このうち、工事請負額・契約変更額・請負業者及び工事内容などを総合的に勘案し、14件（財産活用課2件、まちづくり課1件、産業観光課1件、都市整備課4件、上下水道課2件、学校教育課1件、こども育成課1件、社会教育課2件）を抽出した。抽出した工事については、工事関連資料の提出を求め、当該資料の精査を行うとともに現地調査を実施した。

6 監査等の実施期間

令和8年4月14日 ～ 6月30日

（現地調査は5月22日）

7 監査等の結果

2ページ以降に掲載

監査の結果

第1 全般

（総合所見）

（1）計画

監査の結果、各工事はおおむね適正な計画に基づき実施されており、全般的に有効性が認められた。

（2）設計変更等

対象工事箇所34件のうち、17件が増額変更となっており変更契約率50%であった。工事の施工に当たっては、設計段階では予期し得なかった事象が発生する場合もありうる。そのため、必要な変更は避けられないものと考えられるが、設計時における現地確認や事前調査を徹底していれば、変更を回避できたケースもあったものと推察される。直近の増額変更の推移は、令和4年56.8%、令和5年72.7%、令和6年54%である。

増額変更は、新たな予算の確保が必要となり、財政を圧迫する要因となることから、変更を最小限に抑えるため、今後も入念な事前調査と精度の高い設計に努められたい。

施工中には、気象状況の変化や地下の土質、岩盤の出現など、予期せぬ事態が発生する可能性もありうるので、必要な契約変更は適切かつ適時に行うよう努められたい。

第2 指導・意見

〔共通事項〕

1 工事の業務支援、実施体制の見直し（財政課、財産活用課）

工事入札による請負契約の相手を決定する際には、入札案件については、財政課が入札、契約、検査を担当し、設計委託や施設整備に関する設計支援は、財産活用課が行っている。

一方、入札によらない工事については、各発注課が設計、施工及び工事管理を担っている。

しかしながら、各発注課では事務系職員が担当する場合も多く、建設技術や契約事務に関する専門知識が十分でないケースも見受けられる。そのため、設計内容の精査や施工の監理が十分に行われていないおそれがある。こうした状況を改善するため、令和4年度に新たに財産活用課が設置され、専門職2名でスタートし、設計支援4年目に入って専門職1名で積極的な支援を行っているが、業務集中が懸念される。

今後においては、現行の支援体制における課題を明確に整理するとともに、設計プロセスの改善や関係部署間の情報共有の強化などを図り、より効果的な支援体制の構築について検討されたい。

また、公共施設の老朽化が進行する中、限られた財源を有効に活用するため、各種補助制度の内容や要件を的確に把握し、積極的に活用し、適切なタイミングで申請手続きを行うとともに、中長期的な視点にたった施設管理が実現されることを期待する。

今後の公共施設整備及び維持管理については、技術職員の確保、育成を含めた体制の充実を図り、限られた財源の中で、計画的かつ効率的な施設マネジメントの推進に努められたい。

〔各課〕

1 財産活用課

(1) 庁舎耐震補強及びその他改修工事

【工事の経緯】

本工事は、本庁舎が災害時の防災拠点施設として重要な役割を担うことから、耐震性能の向上を目的として実施したものである。Is 値（構造耐震指標）0.75 を目標に、1 階から 3 階にかけて耐震壁設置、屋上の高架水槽囲い壁及び煙突等の撤去、開口部の閉塞工事を行うなど、建物全体の耐震性能向上を図る。また、施工中に表玄関階段部に沈下が確認されたことから、安全性の確保を最優先に追加工事及び工期延長を行い、繰越事業として施工したものである。

工 事 名	庁舎耐震補強及びその他改修工事
請 負 業 者	(株) コンステック 福岡支店
発 注 方 式	8 者指名競争入札
【最終】契約金額（税込） 【当初】契約金額（税込）	2 0 6 , 3 2 2 , 6 0 0 円 1 6 9 , 9 1 8 , 6 5 0 円
落 札 率	9 0 . 0 %
概 要	耐震壁設置、脆弱部の開口閉塞、重量物撤去 表玄関階段部の改修

【指導事項】

特に指導する事項は認められなかった。

【意見・成果見込み等】

本工事により、大規模地震時における本庁舎及び来庁者、職員の安全性向上が図られ並びに災害対策本部機能が維持できる。行政機能の継続を確保するための基盤整備がなされたことは高く評価できる。また、建物重量の軽減を図るため、老朽化した煙突を撤去するとともに、高架水槽タンクを 1 F へ移設や間仕切りボードを耐震壁に変更するなど耐震バランスの改善が図られている。

建物の耐震性能は、Is 値により評価される。Is 値は、建物の強度、靱性（変形能力）、形状バランス及び劣化状況等を総合的に勘案して算出される指標であり、数値が大きいほど耐震性能が高いとされている。一般的に、Is 値 0.6 以上は、震度 6 強から 7 程度の大規模地震に対して必要な耐震性能を有する目安とされている。

町役場をはじめとする官公庁施設は、来庁者及び職員の安全確保に加え、大規模地震発生時には災害応急対策活動の拠点として機能を維持することが求められている。このため、国土交通省においては、次のような官庁施設の耐震安全性に関する目標が定められている。

国土交通省「官庁施設の総合耐震計画基準」

1 類 (Is 値 : 0.90 以上)

・ 目標

大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている

・ 対象施設

災害応急対策活動に必要な建築物のうち、特に重要な建築物

2 類 (Is 値 : 0.75 以上)

・ 目標

大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている

・ 対象施設

災害応急対策活動に必要な建築物及び多数の者が利用する建築物

3 類 (Is 値 : 0.60 以上)

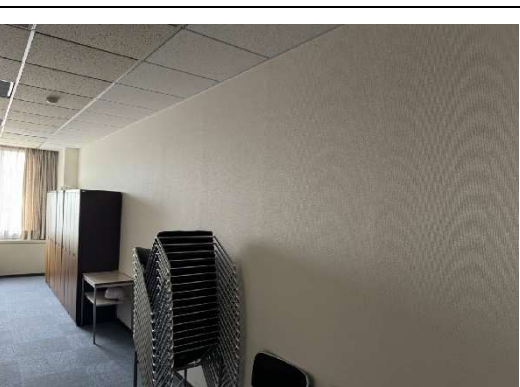
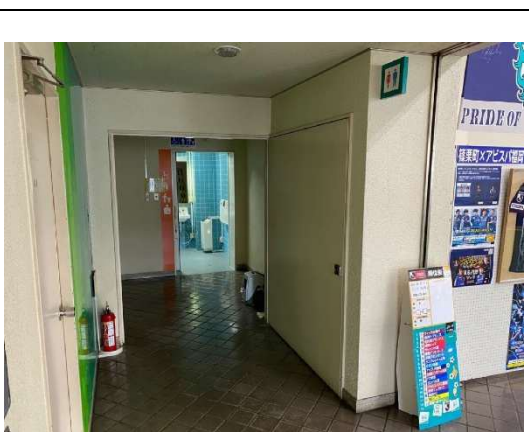
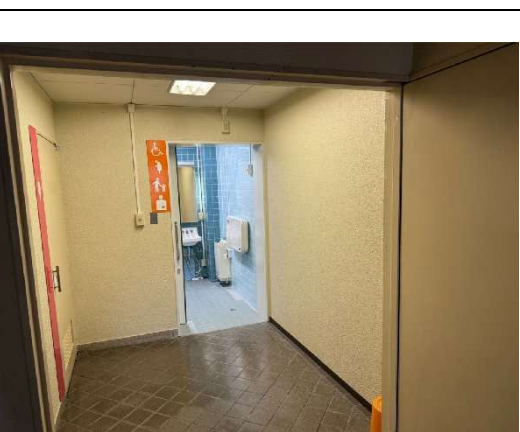
・ 目標

大地震により構造体の部分的な補修は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている

・ 対象施設

1 類、2 類以外の建築物

今回の工事により、建物重量の軽減及び耐震壁の適切な配置による耐震バランスの改善が図られた結果、Is 値は 0.40 から 0.75 へ向上した。これにより、大規模地震発生時における来庁者及び職員の安全性が高まるとともに、災害対策本部としての機能維持に必要な耐震性能が確保されたものと認められる。

改修前	改修後
1 階 収納課-税務課間	
	
2 階 大会議室-中会議室間	
	
3 階 全員協議会室横更衣室-第 1 委員会室間	
	
1 階西側トイレ前	
	

改修前	改修後
2階 西側トイレ前	
	
庁舎東側煙突	
	
屋上 立ち上がり壁	
	
屋上 高架水槽囲い壁撤去	
	

改修前	改修後
表玄関 階段部分	
	
開口閉塞箇所	
男女更衣室	
	
3 階階段東側	
	
1 階機械室	
	

(2) 庁舎非常用電源等電気設備改修工事

【工事の経緯】

当該工事は、停電時においても庁舎機能を維持することを目的として実施したものである。従前は停電時に電算室の空調設備及び給水ポンプが停止する状況であったため、非常用小型発電設備及び燃料タンクを設置するとともに、燃料圧送装置を整備し、停電時にも継続して運転可能な設備を構成することで、災害時における庁舎機能の維持・業務継続体制の強化を図ったものである。

工 事 名	庁舎非常用電源等電気設備改修工事
請 負 業 者	大洋電気（株）
発 注 方 式	4 者指名競争入札
【最終】契約金額（税込）	4 4, 8 1 4, 0 0 0 円
【当初】契約金額（税込）	4 1, 2 2 3, 6 0 0 円
落 札 率	9 0. 0 %
概 要	小型動力発電機及び燃料タンク、給油口設置

【指導事項】

特に指導する事項は認められなかった。

【意見・成果見込み等】

本工事により、停電時においても電算室の温度管理及び給水機能の維持が可能となり、災害時における庁舎機能の継続性向上が図られている。また、非常用電源体制についても十分に検討された内容となっている。

非常用発電設備については、最大 7 2 時間の連続運転が可能となっており、災害時における行政機能の維持及び住民サービスに資する体制が整備されたことは、防災拠点機能の強化からも高く評価できる。本庁舎は災害時における防災拠点施設や業務機能の継続機能体制とし重要な役割を担う施設であり、定期的な点検及び試運転を実施し、常に正常な状態を維持するよう努められたい。



2 まちづくり課

(1) 篠栗北地区産業団地事業用地 2 法面工事

【工事の経緯】

当該箇所の法面において変状箇所が確認され、地滑り等の発生により事業用地に影響を及ぼしており、その法面の安定化を図るため、対策を講じる必要が生じたため、今回法面の抑止工としてアンカー工、抑制工として横ボーリング工を施した工事をしたものである。

工 事 名	篠栗北地区産業団地事業用地 2 法面工事
請 負 業 者	不二グラウト工業（株）
発 注 方 式	5 者指名競争入札
【最終】契約金額（税込） 【当初】契約金額（税込）	8 1 , 3 6 5 , 9 0 0 円 9 1 , 2 4 0 , 6 0 0 円
落 札 率	8 8 . 9 2 %
概 要	アンカー工 33 本 横ボーリング工 7 本

【指導事項】

特に指導する事項は認められなかった。

【意見・成果見込み等】

アンカー工は、斜面内部に鋼材を定着させ、その緊張力により斜面の安定を図る工法であり、地すべりや法面崩壊の防止に有効な対策として広く採用されている。また、本工法は施工後の継続的な維持管理を前提とした工法として位置付けられている。

本工事においては、抑止工及び抑制工の実施により、当該箇所における地すべり対策として一定の効果が発揮されているものと認められる。しかしながら、アンカー工は施工完了をもって管理が終了するものではなく、その機能を長期的に維持するためには適切な維持管理が不可欠である。

このため、今後の管理に当たっては、特に次の事項に留意し、計画的かつ適正な維持管理を実施されたい。

1 点検の実施

定期点検及び詳細点検を計画的に実施するとともに、豪雨や地震等の発生後には必要に応じて緊急点検を行い、その結果を適切に記録・保存すること。

2 アンカー頭部の点検

受圧板、定着部等について、ひび割れ、腐食、変形、漏水及びボルトの緩み等の有無を確認し、異常の早期発見に努めること。

3 緊張力の確認

リフトオフ試験等によりアンカーの緊張力を確認し、設計値との比較を行うことで、緊張力の低下又は過緊張の有無を把握すること。

4 防錆・防食対策の確認

防錆キャップ、防食材及び被覆材の劣化や損傷の有無を点検し、必要に応じて補修等の措置を講ずること。

5 斜面全体の監視

アンカー本体のみならず、斜面に発生する亀裂、湧水量の変化等についても継続的に観測し、異常の兆候を早期に把握すること。

今後においても、当該施設の機能が十分に発揮されるよう、適切な維持管理体制のもとで安全確保に努められたい。



3 産業観光課

(1) 極楽池護岸整備工事

【工事の経緯】

地元からの要望により、防災目的として、溜池の護岸補強や防草対策を実施したものである。

工 事 名	極楽池護岸整備工事
請 負 業 者	(株) 廣田建設
発 注 方 式	5 者指名競争入札
【最終】契約金額 (税込)	1 1, 0 0 0, 0 0 0 円
【当初】契約金額 (税込)	1 0, 0 1 0, 0 0 0 円
落 札 率	9 7. 8 5 %
概 要	伐竹・草刈・張りコン

【指導事項】

特に指導する事項は認められなかった。

【意見・成果見込み等】

今回の護岸整備工事において施工された張りコンクリートは、豪雨時における地域住民の安全安心の確保に資するものと思われる。その自重により法面の安定性を高めるとともに、堤体表面の変形や小規模な崩壊を抑制する効果が期待される。

また、張りコンクリートは一体的な構造であることから、ひび割れや欠損等の変状を目視により確認しやすく、点検及び補修箇所の把握が容易となる。

さらに、土法面と比較して植生の繁茂が抑制されるため、除草作業等の維持管理に係る負担の軽減にも寄与するものと認められる。

今後においては、張りコンクリートのひび割れ、沈下及び目地部の劣化等について定期的な点検を実施し、異常が認められた場合には速やかに補修を行うなど、機能維持及び長寿命化に努められたい。

法面上部に位置する民家の塀に傾きが見受けられるため、倒壊による二次災害を未然に防止する観点から、早急に現況を確認し、所有者との連携のうえ、必要な補修等の対策を講じられたい。



4 都市整備課

(1) 和田線道路改良工事

【工事の経緯】

本工事は、車両の通行量が多く通学児童をはじめ地域住民の利用が多い町道において、歩行者の安全確保を目的に歩道整備を実施した道路改良事業であり、道路側溝、歩車道境界ブロックの設置及び区画線の整備を行い、安全な通行空間の確保を図ったものである。

工 事 名	和田線道路改良工事
請 負 業 者	(株) 洪本建設
発 注 方 式	5 者指名競争入札
【最終】契約金額 (税込)	3 1, 9 0 1, 1 0 0 円
【当初】契約金額 (税込)	3 0, 8 0 0, 0 0 0 円
落 札 率	9 7. 8 2 %
概 要	側溝工 145.5m 区画線設置工 1 式 舗装工 A=1525.6 m ²

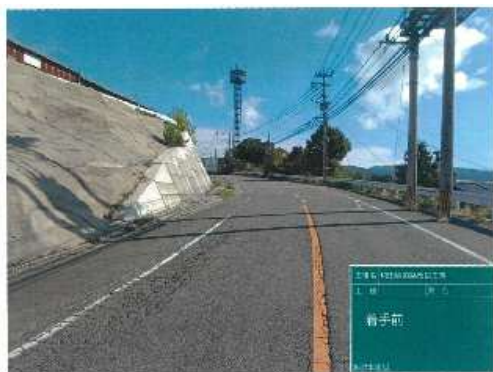
【指導事項】

特に指導する事項は認められなかった。

【意見・成果見込み等】

本工事により、歩行者と車両の通行空間が明確に分離され、子どもや高齢者をはじめとする地域住民の安全性及び利便性の向上が図られたものと認められる。

また、交通事故の防止及び道路の安全かつ円滑な利用に寄与することが期待される。整備後の利用状況及び交通環境の変化を注視するとともに、適切な維持管理及び必要に応じた補修等を継続的に実施し、安全な道路環境の確保に努められたい。



(2) 往還川河川改修工事、往還川河川改修工事（1 工区）、往還川河川改修工事（2 工区）

【工事の経緯】

本工事は、河川の石積み兼用護岸が降雨や流水等の影響により崩壊する恐れがあり、道路の安全な通行及び維持管理に支障を来す懸念があったため、擁壁工を施工し道路の維持を図ったものである。

1. 往還川河川改修工事

工 事 名	往還川河川改修工事
請 負 業 者	(株) 洪本建設
発 注 方 式	5 者指名競争入札
【最終】契約金額（税込）	23,774,300 円
【当初】契約金額（税込）	18,810,000 円
落 札 率	97.74%
概 要	コンクリート人力打設 $V=89.92 \text{ m}^3$ 大型土のう製作設置 50.0 袋 表層 $A=123.71 \text{ m}^2$



2. 往還川河川改修工事（1 工区）

工 事 名	往還川河川改修工事（1 工区）
請 負 業 者	(株) 洪本建設
発 注 方 式	5 者指名競争入札
【最終】契約金額（税込）	21,494,000 円
【当初】契約金額（税込）	21,230,000 円
落 札 率	98.19%
概 要	コンクリート人力打設 $V=69.7 \text{ m}^3$ 表層 $A=91.28 \text{ m}^2$ 防護柵用基礎ブロック 1 式



3. 往還川河川改修工事（2 工区）

工 事 名	往還川河川改修工事（2 工区）
請 負 業 者	（株）土屋組
発 注 方 式	5 者指名競争入札
【最終】契約金額（税込）	9, 6 1 9, 5 0 0 円
【当初】契約金額（税込）	8, 9 9 8, 0 0 0 円
落 札 率	9 8 . 0 6 %
概 要	コンクリート人力打設 $V=17.8 \text{ m}^3$ 水道仮設 N=1 式 仮設土留工 N=1 式 表層 $A=86.57 \text{ m}^2$



【指導事項】

特に指導する事項は認められなかった。

【意見・成果見込み等】

本工事により、洪水時における越水や洗掘による擁壁の損傷及び崩壊の危険性が軽減され、護岸及び道路の安定性向上が図られたものと認められる。これにより、降雨時における道路被害の未然防止及び安全な通行の確保に寄与することが期待される。

また、近年豪雨災害が頻発する中、本工事は河川機能の維持及び道路施設の保全に繋がり、防災・減災の観点からの有効な事業と認める。今後さらに、国や県の補助制度等を活用しながら、防災、減災対策に努め、地域住民の安全・安心の確保に努められたい。

5 上下水道課

(1) 第2浄水場門扉更新工事

【工事の経緯】

本工事は第2浄水場に平成7年に設置された老朽化した門扉（鉄製、耐用年数15年）を更新した工事である。運転維持管理のため頻繁に浄水場への出入りがある状況の中、経年劣化により開閉が非常に困難であるうえ、強風による倒壊の危険性が生じていた。

工 事 名	第2浄水場門扉更新工事
請 負 業 者	(株) 西部保安
発 注 方 式	5者指名競争入札
【最終】契約金額(税込)	6,405,300円
【当初】契約金額(税込)	6,405,300円
落 札 率	87.17%
概 要	門扉更新工 門扉工 一式、基礎工 一式、撤去工 一式

【指導事項】

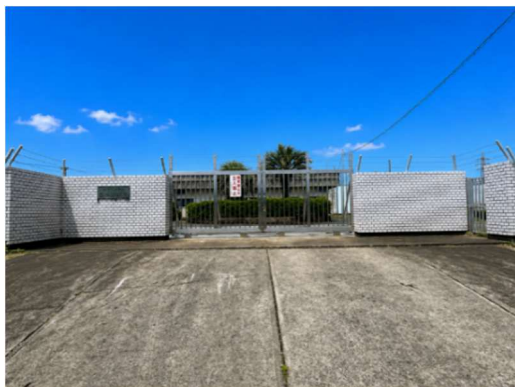
特に指導する事項は認められなかった。

【意見・成果見込み等】

本工事の実施により、老朽化した門扉の更新が図られ、倒壊等による事故の危険性が解消されたものと認められる。また、従来の鉄製門扉から耐久性及び耐食性に優れたステンレス製門扉へ更新したことにより、施設の長寿命化が図られ、更新周期の延長によるライフサイクルコスト（LCC）の低減にも寄与するものと評価される。

しかし、予算審議においては、議会よりステンレス製門扉は高価であることから、より安価な仕様による更新ができないかとの意見もあったことを踏まえ、今後の施設更新にあたっては、耐久性、耐用年数等を含めたライフサイクルコストを考慮するとともに、複数の仕様や材質を比較検討し、経済性と機能性の両面から最も合理的な仕様を選定されたい。

一方、水道施設については、水道法第22条及び水道法施行規則第17条の規定に基づき、部外者の侵入や故意による異物混入等を未然に防止するための措置を講ずることが求められている。今後においては、防犯カメラの設置をはじめとする施設の保安対策の強化を検討し、より一層安全で安心な水道水の安定供給に努められたい。



(2) 第2浄水場1号配水池外避雷針更新工事

【工事の経緯】

本工事は第2浄水場及び勝負谷配水池に設置された老朽化した避雷針（鉄製、耐用年数15年）を更新した工事である。今回工事を行った避雷針で最も老朽化した第2浄水場1号配水池は昭和50年に設置され、経年劣化により強風による倒壊の危険性が生じていた。

工 事 名	第2浄水場1号配水池外避雷針更新工事
請 負 業 者	隔測計装（株）
発 注 方 式	5者指名競争入札
【最終】契約金額（税込） 【当初】契約金額（税込）	4,761,900円 4,761,900円
落 札 率	87.28%
概 要	避雷針更新工 第2浄水場1号配水池 避雷針工(突針、支線) 一式 第2浄水場2号配水池 避雷針工(支線) 一式 勝負谷配水池 避雷針工(支線) 一式

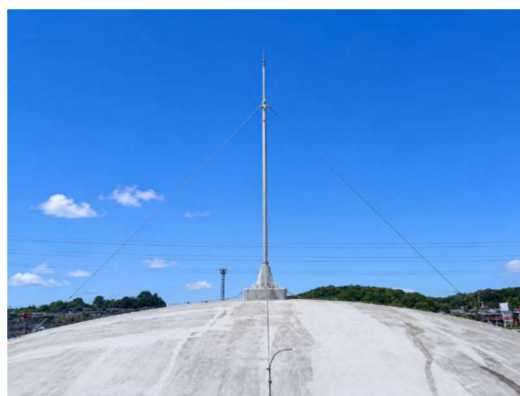
【指導事項】

特に指導する事項は認められなかった。

【意見・成果見込み等】

本工事の実施により、老朽化した避雷針の更新が図られ、倒壊等による事故の危険性が解消されたものと認められる。また、単なる設備更新にとどまらず、再利用が可能な突針については継続利用するとともに、支線を従来の鉄製から耐久性及び耐食性に優れたステンレス製へ更新したことにより、施設の長寿命化が図られたものと評価される。

今後においては、避雷設備の機能を維持するため、定期的な点検及び適切な維持管理を継続するとともに、他の配水池における同種設備についても計画的な点検及び更新を検討し、水道施設の安全性及び安定性の確保に万全を期されたい。



6 学校教育課

(1) 勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事

【工事の経緯】

昭和53年に建てられた屋内運動場は、老朽化が進行していたため、施設の機能維持と安全性向上を目的として長寿命化改修工事を実施した。併せて、建て替えと比較してコストを抑えながら、施設の使用可能年数の延伸を図るため、本工事を行った。工事施工中に、白蟻の巣及び建物への被害が確認され追加工事を行った。

工 事 名	勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事
請 負 業 者	(株) 飯田工務店
発 注 方 式	11者指名競争入札
【最終】契約金額(税込)	372,864,800円
【当初】契約金額(税込)	362,780,000円
落 札 率	94.88%
概 要	長寿命化改修工事

【指導事項】

特に指導する事項は認められなかった。

【意見・成果見込み等】

本工事の実施により、屋内運動場の安全性及び機能性の向上が図られるとともに、施設の長寿命化に資するものとし、児童が安心して教育活動を行うことのできる環境設備に繋がったことは評価できる。特に、体育館床については、ワックスが不要なノーワックスタイプを採用したことにより、日常的な清掃による美観の維持が可能となり、維持管理の効率化及びメンテナンスコストの縮減が期待される。工事施工中に判明した白蟻駆除及び被害箇所の追加工事を実施し、適切に対応したことは、施設の長期寿命化及び安全性の確保の観点から評価できるが、変更を最小限に抑えるために見積もり、設計時に現場確認の強化に今後は努められたい。

なお、体育館の窓を開放して換気を行う際には、虫等の侵入により施設利用者の快適性及び衛生環境に影響を及ぼすことが懸念される。このため、換気の必要性、施設の利用状況及び維持管理上の課題等を踏まえ、虫等の侵入を防止するための網戸の設置について検討されたい。

また、屋内運動場に限らず、校舎全体についても建築後約45年が経過しており、施設の老朽化が進行している状況にある。今後においては、学校施設等長寿命化計画等との整合を図りながら、優先順位を明確にした計画的な改修及び維持管理を推進し、安全で快適な教育環境の確保に努められたい。



7 こども育成課

(1) やまばと児童クラブ整備事業

【工事の経緯】

篠栗校区の放課後児童クラブでは待機児童が発生しているため、定員の拡充により待機児童を解消することを目的に、新たな学童施設を新築したものである。令和6年度中の完成を予定し同年度公募型プロポーザルを実施したものの応募請負業者がなかったため、令和7年度に繰り越して実施した。

工 事 名	やまばと児童クラブ整備事業
請 負 業 者	立開・コプラス特定建設工事共同企業体
発 注 方 式	公募型プロポーザル方式
【最終】契約金額(税込)	60,500,000円
【当初】契約金額(税込)	60,500,000円
落 札 率	—
概 要	A. 地質調査・設計・監理 B. 建築主体工事 183 m ² 鉄骨造(コンテナハウス) C. 電気設備工事 D. 給排水衛生設備工事 E. 空調換気設備工事 F. 消防設備工事

【指導事項】

特に指導する事項は認められなかった。

【意見・成果見込み等】

本工事の実施により、やまばと児童クラブの定員増が図られ、待機児童の減少に寄与したことは評価できる。今後少子化が進む一方で、共働き世帯の増加等により放課後児童クラブの利用需要は高い水準で推移しており、令和8年度には待機児童も発生していることから、今後の利用ニーズや将来的な需要を的確に把握し、待機児童の解消に向けた取組と見通しを持った施設運営に努められたい。

また、本工事はデザインビルド方式の採用により、設計及び施工を一体的に進めることで事業期間の短縮及び事業費の縮減が図られており、限られた財源の有効活用の観点からも適切な事業執行であったものと認められる。



8 社会教育課

(1) 舞台引割幕取替工事

【工事の経緯】

ホール舞台の引割幕が老朽化により、幕の落下等による事故発生の危険性が高まるとともに、修繕による対応も困難な状態になったことから、利用者の安全確保・施設機能の維持を図るため、取替工事を実施したものである。

工 事 名	舞台引割幕取替工事
請 負 業 者	(株) サンケン・エンジニアリング
発 注 方 式	一般競争入札 (条件付き)
【最終】契約金額 (税込)	13,303,400円
【当初】契約金額 (税込)	13,303,400円
落 札 率	89.95%
概 要	直接工事費 ・引割幕4か所 W11300×H8500 ※上手 下手併せて合計8枚 ・既設撤去作業 ・取換修繕 ・撤去処分

【指導事項】

特に指導する事項は認められなかった。

【意見・成果見込み等】

本工事は、設置後30年以上が経過し、補修を重ねながら使用されていた引割幕について、経年劣化や破損の進行により落下事故等の危険性が高まっていたことから実施されたものである。

引割幕は舞台袖に設置され、舞台利用者が日常的に使用する設備であることから、今回の更新により安全性の向上が図られ、利用者の安全確保に寄与したものと認められる。

また、当該設備については、引き続き定期的な保守点検を実施し、適切な維持管理に努めることにより、安定した運用を確保されたい。

さらに、舞台設備全般について老朽化が進行していることから、施設の安全性及び機能性を維持するため、長寿命化の視点を踏まえた計画的な更新及び維持管理に努められたい。



(2) 総合センターホール特定天井・照明LED化改修工事

【工事の経緯】

総合センターホール棟の天井がホール特定天井（脱落によって重大な危害を生ずる恐れがある天井）であった。耐震性能の向上及び利用者の安全確保を図るため、非特定天井へ改修する耐震工事を実施したものである。

工 事 名	総合センターホール特定天井・照明LED化改修工事
請 負 業 者	(株) 荻原工務店
発 注 方 式	8 者指名競争入札
【最終】契約金額（税込） 【当初】契約金額（税込）	1 6 6 , 1 0 0 , 0 0 0 円 1 6 6 , 1 0 0 , 0 0 0 円
落 札 率	9 4 . 4 5 %
概 要	・建築工事（直接仮設工事、鉄骨工事、木工事、金属工事、塗装工事、内外装工事、撤去工事、舞台緞帳幕取り外し再取付、機械設備工事） ・電気設備工事（電灯設備工事、自動火災報知設備工事、舞台設備工事） ・機械設備工事（空調ダクト改修工事）

【指導事項】

特に指導する事項は認められなかった。

【意見・成果見込み等】

本工事においては、従来のつり天井を建物と一体化した非構造部材へ改修することにより、天井の耐震性向上が図られた。また、脱炭素社会の実現に向けた取組の一環として、舞台及び客席の照明設備をLED化したことにより、省エネルギー化及び消費電力の削減が図られたものと認められる。

今回の工事により、ホール利用者の安全性が向上するとともに、災害時に避難所として活用される施設の安全対策の強化にも寄与したものと評価される。

今後においては、施設の機能及び安全性を維持するため、定期的な点検及び適切な維持管理を継続し、安定した施設運営に努められたい。

